

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行																			
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第十一まで（現行のとおり）</p> <p>別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）</p> <table border="1" data-bbox="271 552 1066 1053"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有害物質の種類</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)</th> <th>含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで</td> <td>(現行のとおり)</td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> <tr> <td>二 十七 の 塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー</td> <td>〇・〇〇二</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（現行のとおり）</p> <p>別表第十三から別表第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	有害物質の種類	基準値		溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)	一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	二 十七 の 塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	〇・〇〇二		<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八十三条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第十一まで（略）</p> <p>別表第十二 汚染土壌処理基準（第五十六条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 552 1933 957"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有害物質の種類</th> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)</th> <th>含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考（略）</p> <p>別表第十三から別表第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>	有害物質の種類	基準値		溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)	一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで	(略)	(略)
有害物質の種類		基準値																		
	溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)																		
一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)																		
二 十七 の 塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ ー	〇・〇〇二																			
有害物質の種類	基準値																			
	溶出量(単位 検 液一リットルに つきミリグラム)	含有量(単位 土壌 一キログラムにつ きミリグラム)																		
一 かびそ から二 十六 の化 合物 の項 まで	(略)	(略)																		